

# 令和7年度9月分の 震災復興特別交付税について

令和7年8月

総務省自治財政局

# 震災復興特別交付税の概要

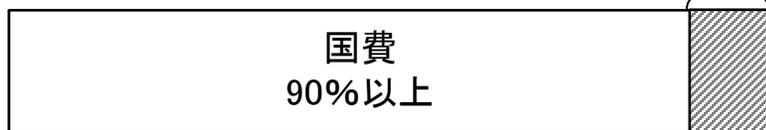
- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業費、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補填

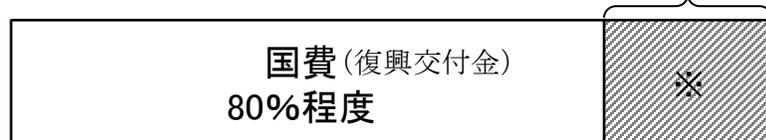
【平成23年度～令和6年度交付累計額】5兆7,319億円

## ＜東日本大震災の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） **震災復興特別交付税**

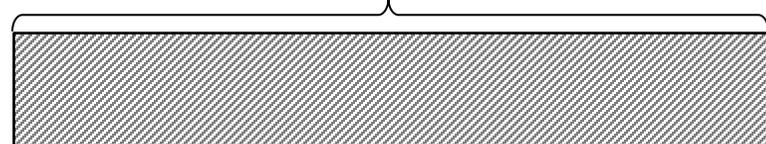


- 国直轄・補助事業（復興事業） **震災復興特別交付税**



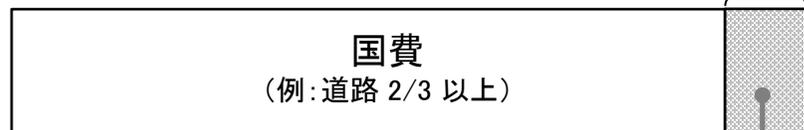
※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

- 地方単独事業 **震災復興特別交付税**



## （参考）＜通常の災害の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） **地方債**



元利償還金の95%を後年度、普通交付税措置

- 国直轄・補助事業（復興事業） **地方債**



- 地方単独事業（復旧事業） **地方債**



# 令和7年度震災復興特別交付税9月分の交付について

## 令和7年度9月交付額(案)

【概要】 9月交付額は当該年度の7月までの実績等に基づき算定。福島県の直轄・補助事業に係る地方負担額の増加により交付総額が増加。

【交付額】 **563億円 (対前年度9月分比+65億円)** [都道府県分 351億円 (+102億円)、市町村分 212億円 (▲37億円)]

### 【主な算定項目】

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担額 : 455億円 (+111億円)
- ・ 地方単独事業(単独災害復旧事業費、  
中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等、  
子どもの環境整備支援 等) : 36億円 (+1億円)
- ・ 地方税等の減収額への補填 : 114億円 (▲33億円)
- ・ 過年度分の交付額の精算 : ▲42億円 (▲14億円)

【スケジュール】 **9月5日(金)交付決定・閣議報告、9日(火)現金交付**

(参考)令和6年度実績 9月3日(火)交付決定・閣議報告、5日(木)現金交付

(参考) 平成23年度～令和6年度交付実績

(単位:億円)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	802	717	750	57,319
( - )	(2,842)	(2,501)	(3,319)	(3,867)	(3,054)	(3,224)	(3,094)	(3,166)	(2,917)	(600)	(492)	(508)	(498)	(30,082)

※()内は9月分の交付額

令和7年9月5日

## 令和7年度震災復興特別交付税の9月交付額の決定

総務省は、東日本大震災に係る被災団体等に対して、地方交付税法附則第13条第1項の規定に基づき、令和7年度震災復興特別交付税の9月交付額として563億円を交付することとしました。

1 9月交付額

563億円 うち道府県分351億円、市町村分212億円

2 算定項目

(1) 直轄・補助事業に係る地方負担額	455億円
(2) 地方単独事業（単独災害復旧事業費、 中長期職員派遣・職員採用、風評被害 対策等、子どもの環境整備支援等）	36億円
(3) 地方税等の減収額への補填	114億円

(注) 上記のほか、過年度分の交付額の精算（▲42億円）がある。

3 日程

令和7年9月5日（金） 交付決定、閣議報告

令和7年9月9日（火） 現金交付

## (参考1)

令和7年度震災復興特別交付税は、令和7年9月及び令和8年3月に交付。

## (参考2)

令和7年度震災復興特別交付税総額（予算） 977億円

## 連絡先

自治財政局財政課復興特別交付税室

渡辺、野口、金刺

代表 03 - 5253 - 5111

直通 03 - 5253 - 5612

令和7年度震災復興特別交付税の9月交付額（その1）

道府県分

都道府県名	交付額
青森県	0
岩手県	802,048
宮城県	102,667
福島県	34,239,252
茨城県	0
栃木県	5,308
千葉県	0
新潟県	0
長野県	155
その他の県	57
〔埼玉県〕	8
〔神奈川県〕	49
道府県計	35,149,487

市町村分

都道府県名	市町村名	交付額	
北海道	鹿部町	0	
	八雲町	0	
	広尾町	0	
	浜中町	0	
	小計	0	
	青森県	八戸市	79,689
		三沢市	10,470
		おいらせ町	2,289
		階上町	0
		小計	92,448
岩手県	盛岡市	94	
	宮古市	70,527	
	大船渡市	113,605	
	花巻市	3,049	
	北上市	266,496	
	久慈市	35,261	
	遠野市	9,477	
	一関市	89,034	
	陸前高田市	38,359	
	釜石市	195,234	
	二戸市	2,525	
	八幡平市	0	
	奥州市	65,855	
	滝沢市	1,706	
	雫石町	262	
	葛巻町	0	
	岩手町	0	
	紫波町	0	
	矢巾町	49	
	西和賀町	0	
	金崎町	35,206	
	平泉町	2,483	
	住田町	10	
	大槌町	30,155	
	山田町	16,008	
	岩泉町	6,101	
	田野畑村	0	
	代田村	152	
	米田村	0	
	野田村	8,176	
九戸村	0		
洋野町	55,903		
一戸町	67		
小計	1,045,794		

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	交付額
宮城県	仙台市	415,405
	石巻市	527,619
	塩竈市	50,873
	気仙沼市	214,988
	白石市	10,922
	角田市	25,582
	多賀城市	37,348
	岩沼市	121,167
	登米市	53,306
	栗原市	9,987
	東松島市	35,365
	大崎町	63,768
	富谷町	95,736
	蔵王町	7,771
	七宿町	27,667
	大河原町	0
	柴田町	867
	川崎町	13,937
	丸森町	1,012
	亘理町	11
	亘理町	3,577
	山元町	86,290
	松島町	8,529
	七ヶ浜町	2,090
	利府町	6,478
	大和町	24,023
	大郷町	162,482
	大衡村	423
	大色村	21,600
	加美町	146
加美町	3,416	
美谷町	3,965	
美里町	5,524	
美川町	64,351	
南三陸町	31,835	
小計	2,138,060	

令和7年度震災復興特別交付税の9月交付額（その2）

市町村分

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	交付額
福島県	福島市	156,424
	会津若松市	115,642
	郡山市	44,970
	いわき市	3,379,261
	白河市	60,892
	須賀川市	45,626
	喜多方市	33,292
	相馬市	101,119
	二本松市	11,887
	田村市	626,866
	南相馬市	4,770,415
	伊達市	15,267
	本宮市	67,926
	桑折町	44,846
	国見町	20,887
	川俣町	340,777
	大鏡村	17,485
	鏡石村	29,073
	天下栄村	10,431
	檜枝岐村	25,042
	只見町	0
	南会津町	8,439
	北会津町	56,047
	西会津町	24,887
	磐梯町	9,424
	猪苗代町	29,339
	会津坂下町	33,210
	湯川町	826
	柳津町	1,041
	三島町	20,437
	金山町	0
	三和町	9,884
	会津美里町	5,432
	西郷村	38,207
	中崎村	2,149
	矢吹村	910
	矢倉祭町	31,086
	鳩谷町	41,745
	鮫川町	39,393
	石川町	7,320
	玉川町	29,194
	川村町	14,115
	川村町	9,088
	田川町	15,900
	浅川町	12,358
	古殿町	21,093
	三春町	13,003
小野町	17,118	
小野町	131,270	
大野町	447,252	
富岡町	373,224	
富岡町	254,251	
川内村	254,251	
大熊町	0	
双葉町	896,664	
浪江町	1,873,866	
葛尾村	187,609	
新地町	901,897	
飯館村	705,353	
小計	16,181,159	

都道府県名	市町村名	交付額	
茨城県	水戸市	2,208	
	日立市	152,402	
	土浦市	798	
	古河市	0	
	石岡市	751	
	結城市	0	
	龍ヶ崎	0	
	下妻市	121	
	常陸総社市	0	
	常陸太田市	3,096	
	高萩市	12,301	
	北茨城	101,347	
	笠間市	167	
	取手市	529	
	牛久保市	0	
	つくば市	0	
	ひたちなか市	234,247	
	鹿嶋市	552,030	
	常陸大宮市	1,504	
	那珂市	88	
	筑西市	1,044	
	坂東市	0	
	稲敷市	34	
	かすみがうら市	28	
	桜川市	318	
	神栖市	87	
	行方市	535,821	
	鉾田市	393	
	銚子市	2,384	
	つくばみらい市	42	
	小美玉市	193	
	茨城町	51,264	
	大洗町	0	
	城里町	0	
	東海村	553	
	大子町	163	
	美浦町	0	
	阿見町	0	
	河内町	0	
	利根町	279	
	その他	22	
	守谷市	22	
	小計	1,654,214	
	栃木県	宇都宮市	2,078
		足利市	130
		佐野市	41
		小山市	55
真山町		0	
大田原市		385	
矢板市		414	
那須原市		921	
那須町		52	
那須烏山		0	
双葉町		903	
茂木町		0	
芳賀町		0	
高根町		1,134	
那須町		260	
那須川町		3,979	
その他		206	
栃木市	91		
鹿沼市	115		
小計	10,558		

都道府県名	市町村名	交付額
埼玉県	久喜市	105
	その他の市町	1,073
	川越市	124
	川口市	85
	所沢市	36
	加須市	180
	春日部市	35
	狭山市	149
	上尾市	49
	入間市	108
	坂戸市	77
	鶴ヶ島市	40
	吉川市	38
	ふじみ野市	37
	東秩父村	58
	杉戸町	57
	小計	1,178
千葉県	千葉市	62
	銚子市	580
	市川市	265
	船橋市	2,436
	松戸市	512
	野田市	292
	成田市	12
	佐倉市	0
	旭市	42
	旭市	1,569
	習志野市	1,964
	柏市	1,602
	八千代市	1,089
	我孫子市	1,071
	浦安市	7,327
	印西市	0
	富里市	0
	匝瑳市	76
	香取市	4,700
	山武市	73
	網走市	1
	大井町	1
	酒々井町	0
茶臼山町	0	
神崎町	0	
多古町	0	
東庄町	0	
九十九里町	0	
横芝光町	0	
白子町	0	
その他	128	
木更津市	75	
市原市	15	
流山市	38	
小計	23,802	

令和7年度震災復興特別交付税の9月交付額（その3）

市町村分

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	交付額
新潟県	十日町市	198
	越前市	239
	南越前市	7
	その他の市	169
	新潟市	52
	柏崎市 阿賀野市	83 34
	小計	613
長野県	野沢温泉村	1
	栄村	0
	小計	1

都道府県名及び市町村名	交付額
その他の都府県	
秋田県 横手市	3
小計	3
山形県 東根市 山辺町	64 24
小計	88
群馬県 高崎市 吉岡町	112 53
小計	165
東京都 八王子市 立川市 府中市 調布市 町田市 小平市 日野市 西東京市	98 44 59 108 74 36 12 187
小計	618
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 鎌倉市 逗子市 伊勢原市	611 47 76 29 39 73
小計	875
静岡県 浜松市 三島市 富士宮市	24 76 54
小計	154

都道府県名及び市町村名	交付額
滋賀県 大津市	35
小計	35
京都府 京都市 京丹後市	61 44
小計	105
大阪府 大阪市 吹田市	46 72
小計	118
岡山県 鏡野町	12
小計	12
大分県 日出町	39
小計	39
市町村計	21,150,039

※東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体及び特定被災区域内の市町村については、交付額の有無に関わらず記載。  
それ以外の団体については、交付額が生じている団体のみ記載。

## 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）（抄）

### 附 則 抄

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和七年度及び令和八年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

※参考

（特別交付税の額の算定）

第十五条 省略

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

---

地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和 7 年総務省令第 43 号）（抄）

（令和七年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条 各道府県及び各市町村に対して、令和七年九月及び令和八年三月において、当該各月に交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。